

し、貨物の搬入・搬出の能率を低下させる結果となるから、通路面は舗装することが必要である。舗装は貨物輸送能率高上に役立つとともに、貨物積卸場付近を清潔に保つこともできるから、貨物通路は舗装するのが原則となっている。また通路面は一方に傾斜をつけて降雨や路面水洗の場合の排水に便利ようにし、排水設備をとくに良好にすることが必要である。貨物通路の幅員は貨物取扱数量の多寡、貨物積卸場の配列方によって異なるが、貨物取扱設備標準ではつぎのように定めている。

当該通路貨物運搬数量	幅 員	
	片側積卸場	両側積卸場
年間 3,000 t 未満	5 m	
10,000 t "	7.5	
100,000 t "	10	15 m
200,000 t "	13	18
200,000 t 以上	15	20 以上

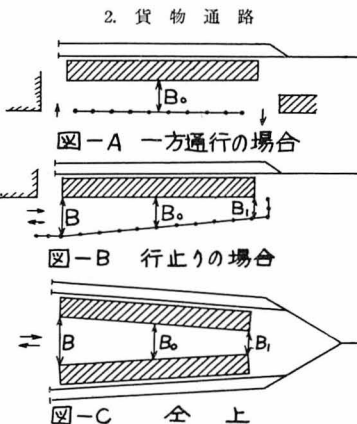
貨物通路の高さは貨物ホーム面と小運搬車の床面との高さができるだけ同一であることが望ましいので、設備標準では貨物ホームにその部分においてつぎのように定められている。

種 別	高 さ
主として貨物自動車使用の場合	ホーム面下 90~100 cm
主として荷馬車使用の場合	ホーム面下 60~ 90 cm

道路との取付勾配(こうばい)は地形上やむをえない場合は $\frac{1}{10}$ を限度として適当に定めることができるが、原則として $\frac{1}{25}$ よりゆるやかでなければならないことに定められている。(近藤正弘・村田蔵人)

かもつきそいん 貨物付添人 運送途中における貨物の看守・保護等のため、荷送人が貨物に付き添わせる人を貨物付添人という。付添人を付すべき貨物、付添人料の請求権、付添人付貨物の鉄道の免責等が鉄道運輸規程で定められており、これにもつき国鉄では貨物運送規則にこれを定めている。すなわち貨物付添人の乗車箇所は当該付添貨物を積載した貨車または車掌車等指定された箇所となっている。貨物付添人には荷送人が義務的につけるものと、任意によりつけるものとがあって前者は無料、後者からは付添人料(*貨物諸料金)を収受する。荷送人が義務的につけることになっている貨物およびその付添人の員数はつぎのとおりである。

貨物の種類	付添人の員数
1 馬	1口または1車ごとに1人
2 運送途中において積換を要する動物で容器を用いないもの	同 1人
3 死体(学術研究・犯罪捜査または裁判鑑定用の死体および四人の死体を除く)	1口ごとに1人
4 活魚車により運送する魚介	



類および動物
 5 甲種の鉄道車両(私有貨車を除く)
 6 前各号以外の貨物で、運送中特殊の管理を必要とするため、とくに国鉄が付添人を請求するもの。
 同 2人以内
 機関車は1車、その他は20軸までごとに1人
 1口または1車ごとに1人 (重森直樹)

かもつきみおろしうけおいさぎょう 貨物積卸請負作業
 小口貨物の発着駅または中継駅における貨車への積卸作業は、鉄道の負担で行うことになっているが、作業の状態・要員の事情等の関係で、鉄道が直営するよりも部外に請負させた方がよい場合がある。この部外に請負させて行う積卸作業を貨物積卸請負作業という。国鉄ではその作業の範囲を請負業務処理規程中につぎのように定めている。

- 1 発送・到着または中継にかかる貨物の貨車積込または取卸作業
 - 2 シート・ロープその他の貨車積付用品の貨車積込または取卸作業
 - 3 前各号の作業に付帯する運搬その他の作業
- 積卸に伴う運搬作業の範囲は、請負とした駅の作業実態にもとづいて定める必要があるため、その駅の駅長がこれを指定することになっている。

貨物積卸作業請負は現在 1,546 駅で貨物取扱駅の 40% を占めている。(重森直樹)

かもつきみおろしせん 貨物積卸線 (英)freight siding 貨物積卸場にそって設けられた線路で、これに貨車を入れて、貨物の積卸を行うためのものである。

積卸線の中心と積卸場縁端間の距離は建設規程では1,560mmとされているが現在では車両限界いっぱい(1,400mm)まで縮小することになっている。有効長は少なくとも積卸場の長さと同様以上を必要とする。



1. 貨物積卸線 (梅田駅)

積卸の用途によってつぎのように呼ばれている (*貨物積卸場)。

小口積卸線 小口扱、宅扱貨物を積卸するホームにそった線路。

車扱積卸線 車扱、小口混載を積卸するホームにそった線路。
直接線 貨車とトラック、荷馬車等の間で直接貨物を積卸できるように設けられた線路。

荒荷線 木材、電柱、竹材、石材等の積卸に使用する線路。
散荷(ばらに)線 砂利、砂、石炭等の積卸に使用する線路。

家畜線 馬、牛等家畜の積卸に使用する線路。

鮮魚線 鮮魚類の積卸に使用する線路。

クレーン線 重量品の積卸のためにクレーンを設けてある線路。

中継貨物積卸線 中継ホームにそった線路。

荒荷線、散荷線のうち特殊の貨物の専用を使用するものには貨物の種類により砂利線、石炭線、木材線、鉱石線等と呼ぶものがある。この場合は積込・取卸についてほとんどクレーン、ホッパ等の特殊設備を設けてある。

積卸線に隣接してこれに並行に設けられた線路を**貨物積卸補**